

# 地域知財支援事業の高まりの中で

平成 17, 18 年度センター長 牛久 健司



## はじめに

支援センター設立以降、支援事業の範囲と規模は拡大の一途を辿り、7, 8 年目にあたる平成 17, 18 年度には、さらに拡大する事業を遂行していくことは人的、組織的に、もはや限界に近いところまで来ていた。

平成 17 年度の早い時期にいくつかの県との間で支援協定を結ぶ運びになることが分っていた。加えて平成 14 年（2002 年）の知的財産立国宣言に始まる一連の知的財産戦略施策が軌道に乗りつつあり、知的財産推進計画 2004, 2005（平成 16 年, 17 年）では知的財産を活用した地域振興が本格的に唱えられ、各地の経済産業局や地方公共団体（主に都道府県）が知的財産への取組みに着手しないしは態勢の強化を図っていこうとしていた時期であった。このような動きに呼応して平成 17 年度の佐藤辰彦会長は地域知財活性化運動を全国展開しようとしていた。

支援センターの構成員（正副センター長、運営委員）は平成 17 年度には丁度 100 名、平成 18 年度には 110 名に達した。人員は多いが、本当に知財支援事業の秩序ある全国的全面展開ができるかどうか、支援センターは正念場を迎えていたのである。

## 日本弁理士会と支援センター

### － 3 つのチェックポイント－

弁理士という国家資格を保有し、組織等に殆ど拘束されずに自己の意志と責任で生計を立てている 100 名以上の士を名乗る者全員がひとしく、日本弁理士会と弁理士全員のためにプロボノ活動の運営を組織的に行えると想像することは困難である。支援センター設立からの 6 年間で、弁理士が行う知的財産に関する支援とは何かという問に対して議論の上に議論を重ね、おおよそのコンセンサスができりつつあったとはいうものの、新しく運営委員に任命される者が常に半数近くおり（二年任期で再任は妨げられないから実際は新人は半数に満たない）、また中には個人プレーに走る

者もいる。支援センターは外部との接触をもつ機会が多いので、思慮の浅い、ないしは不注意な発言、行動が日本弁理士会や弁理士の信用を損なうことがありうるのである。

そこで私は、各年度の最初の会議において、次の 3 つのチェックポイントを名刺大の厚手の色紙に印刷して数枚ずつ副センター長、運営委員に渡し、それを常に携帯して自分の発言、行動をチェックするようお願いした。

1. 正副会長会の方針に合致しているか
2. 支部、地区部会、地区の弁理士と事前に綿密な協議を行ったか
3. リスクマネジメントは万全か

上記 1. は、支援センターの存在基盤に関わることである。支援センターはそれ単独で存在することは決してあり得ず、日本弁理士会の看板を背負ってのみ存在し得る。しかしながら、日本弁理士会は会長ないしは正副会長会によって代表されるのである。支援センターは正副会長会（日本弁理士会）と一体であるからその言動は日本弁理士会を背負っていることを自覚して行う必要があるが、そのことが直ちに日本弁理士会を代表していると錯覚してはいけない。正副会長会が判断すべきこと、実行すべきことと、支援センターが実行すべきこととは峻別されなければならない、混同してはならないのである。支援センターの構成員の発言と行動はいつも極めて微妙なバランスの上に立っているのである。

上記 2. は、特に地域知財支援事業を行うにあたって、各地域の会員と協力して円滑に運営ができるようにするためのものであり、基本的には支援センターは支部、地区部会をサポートしていくものであると心掛けるべきことを問いかけている。

不特定多数の参加者が集るセミナー等で起こりうる事故についての対策、相談会等では秘密を守ることができる環境を整えることが必要であること等、常に支

援事業にはリスクを伴うので、その点を考慮すべきことを上記3. は指摘している。

## 商標キャラバン隊と支援センター

### －組織論－

地域産業の活性化，地域おこしの観点から，地域の特産品，伝統的工芸品，特色あるサービス等について地域ブランドによって差別化を図ってその付加価値を高めようという取組みの高まりの中で，知的財産推進計画2004の地域ブランドの保護制度を検討するという提言を受けて，地域ブランドの商標法における保護のあり方が検討され，遂に平成17年6月に商標法改正が国会で成立し，公布され，平成18年（2006）4月1日から施行されることが決った。

このような状況の下で，平成17年度佐藤辰彦会長は「地域知財活性化運動」の一環として商標キャラバン隊を結成し，すべての都道府県で，日本弁理士会が主体的に，すなわち日本弁理士会が主催者または共催者となって，地域団体商標セミナー，相談会等を開催することを表明した。

商標キャラバン隊活動は都道府県と連携することが不可欠である。都道府県の地域ブランド担当部署または担当者とコンタクトをとることが商標キャラバン隊活動の第一歩である。そこで，平成17年度正副会長会は会員の中からすべての都道府県にそれぞれ一名の「地域（都道府県）窓口責任者」を任命した。そして，会員数が非常に少ない県もあるので，正副会長会は，さまざまな支援事業を全国的規模で展開し，県とのつながりにつき合い方のノウハウを持っている支援センターに商標キャラバン隊活動を中心的に担ってもらうことを望んだ。

しかしながら支援センターは正副会長会の考えには反対であった。当時支援センターは，増大する支援員の派遣，広報活動，出願等援助事業，弁理士会館における常設特許相談室の運営，弁理士の日全国一斉無料特許相談会の開催等の恒常化した事業に加えて，拡大する小中高校支援，大学支援，中小企業支援の事業，これらの支援に関する会員研修，鳥根県および高知県との支援協定に基づく事業等があり，さらに平成17年度は北海道，岩手，栃木，福島県との支援協定を締結することが予定されていたので，支援協定が結ばれればただちに支援事業を開始しなければならず，平成15年から始まった総務省との共催事業であるITベン

チャー知的財産戦略セミナー（1箇所4回）も全国4箇所で予定されていたのである。さらに全都道府県での商標キャラバン隊の事業を引き受けることは物理的に完全に不可能であった。

支援センターが商標キャラバン隊活動を中心的に担うことができないもう一つの理由があった。すなわち，平成17年は，各地区で支部化の動きがあり，地区部会の活動が活発化しつつあった時期であった。上記チェックポイントの2. で指摘したように，支援センターが地区部会の地域において支援事業をするときには，県との支援協定に基づく支援事業も含めて事業計画の段階から具体的な支援員の選定に至るまで，ケース毎にまず地区部会長に意向を尋ね，支援センターで処置してほしいというときにはじめて支援センターが動くという運用をとっていたのである。支援センターは地区部会をサポートしていくという方向に役割を変更しつつあったのである。

激論の末，最終的には地域窓口責任者が商標キャラバン隊活動の中心的役割を担い，支援センターがこれをサポートするということで決着した。

商標キャラバン隊活動は，一年間で，全国47都道府県のすべてにおいて，合計64箇所で，日本弁理士会，支部またはその地区部会が主催して，または県等と共催で，地域ブランドセミナー，相談会等を成し遂げ，成功裏に終った。支援センターはサポート役に徹し，この活動を背後から支えた。支援センターがサポート役に徹するという組織論は，その後の全国的な支部活動の展開をみれば，正しかったと私は思っている。

## 支援協定と支援センター

### －支部への移行－

平成17年度（佐藤辰彦会長），平成18年度（谷義一会長）は多くの道県と，知的財産の保護，活用による地域振興のための知財支援協定を締結した時期でもあった。鳥根県とは既に平成13年2月（村木清司会長）に，高知県とは平成16年5月（木下實三会長）に支援協定を結び，主に支援センターが中心となって地区部会とともに支援協定に基づく支援事業を実践していた。

上述したように政府の知的財産推進計画の実施の中で地方公共団体も知的財産の保護と活用の施策に取り組みつづける時期であった。また日本弁理士会にとっても地域知財支援事業の展開を内外にアピールすること

が重要であったので、道、県と日本弁理士会はともに積極的に協定を結んでいった。

平成17年度には5月に、島根県、島根大学、松江高専と国会との間の4者間支援協定が結ばれたのを皮切りに、当会は岩手県（6月）、北海道（6月）、栃木県（6月）、福島県（7月）と知財支援協定を締結した。また、平成18年度には、鳥取県（5月）、福岡県（5月）、大分県（6月）、宮城県（6月）、石川県（7月）、山形県（10月）と国会との間で知財支援協定が結ばれた。関東支部関連では、東京都および川崎市との知財協定締結がある（いずれも平成19年3月）。

後で述べるように平成17年度には次々と各地区に支部が誕生していった。支部の創立を機に、地方公共団体との支援協定の実施についてもその実行主体が支援センターから支部に移行していった事実を一つの側面から述べておきたい。

平成17年度に締結された支援協定に関しては、支援協定そのものは県（道）知事と日本弁理士会会長との間で締結されたが、その具体的実施のための覚え書きについては県の担当部署の部長と支援センター長との間で結ばれていた。ところが、平成18年度の大分県との支援協定については、協定は大分県知事と日本弁理士会会長との間で結ばれたが、実施のための覚え書きは大分県の担当部長と九州支部長との間で締結されたのである。栃木県との協定においても平成19年度からは関東支部長が覚え書きに署名している。平成19年度の長野県との支援協定に基づく覚え書きについては東海支部長名で結んでいる。石川県（平成18年）との間で締結した知財支援協定に関しては、まだ北陸支部の態勢が整っていない状態ではあったが、北陸支部長と支援センター長の連名で覚え書きを結んでいる。北海道、福島県、宮城県、愛媛県、秋田県、青森県との支援協定に基づく覚え書きも支部長と支援センター長との連名となっている。

このように、支部の充実とともに支部そのものが名実ともに地域知財支援の事業主体となってきているということを指摘しておきたい。

なお、平成18年度の特徴的なイベントとしては、知財支援協定を結んだ12道県の担当者と日本弁理士会とが一堂に会して、第1回地域知財支援を語る会（平

成19年3月）を開催したことを挙げておきたい（正副会長会主催）。私は支援センターにはその設立当初から係わってきたが、日本弁理士会は地域知財支援に関して主導的役割を果たすまでに成長したのだと、非常に感慨深いものがあった。

## 全国支部化と支援センター

### －おわりに代えて－

全国支部化の動きは平成16年度から始ったが、実際にその成果は翌年の平成17年（2005年）になって現われ、同年6月には北海道分室（札幌市）と東北分室（仙台市）が、9月には北陸分室（金沢市）が、平成18年（2006年）3月には中国分室（広島市）と四国分室（高松市）が開設された。そして、平成17年6月に九州支部が設立されたのを皮切りに同年12月には北海道、東北、北陸、中国および四国の5支部が成立し、最後に70%を超える会員が集中する関東支部が平成18年3月に成立するに至り、日本全国のすべての地域が支部によって覆われたのである。

9の支部の活動は年々充実しており、「地域の知財は地域の弁理士の手で」という文字通りに、地域知財支援事業は本部の活動から支部の活動に移ってきているように思える。近畿、東海支部は歴史が古いこともあり、ほぼ完全にその地域の知財支援を担っている。関東支部は新しいけれども所帯が大きいのでその活動もダイナミックで関東地区の知財支援を担っている。九州支部も九州地区の知財支援を担いつつある。

支援センターは、少なくとも地域知財支援事業に関しては、上述した支援協定に基づく事業の実施の例にみられるように、会員数の少ない支部を、支部と話し合いながらサポートする役割を担うという方向にその性格が変化しつつある。

平成18年度の終わりには、平成19年度に向けて支援センターの構成員の数を1割減らし、支援センターの規模を小さくする試みを行った。多くの知的財産支援活動を支部が担い、また多くの会員が自発的にプロボノ活動に参加し、それによって支援センターの役割が小さくなっていくことを祈って筆を置く。

（原稿受領 2010. 1. 7）